

刈谷市地域福祉計画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 刈谷市地域福祉計画に関し、市民の意見を反映させるため、刈谷市地域福祉計画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、刈谷市地域福祉計画の策定、推進及び見直しについて意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の代表者
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 懇話会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、福祉健康部福祉総務課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。